

良質な医療を提供する体制の確立を図るための 医療法等の一部を改正する法律（抄）

第6条の10 病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

参考 1

医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第20条 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

参考 2

○医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第16条の3 特定機能病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

七 その他厚生労働省令で定める事項

○医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（抄）

第9条の23 法第16条の3第7号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる体制を確保すること。

イ 専任の医療に係る安全管理を行う者及び専任の院内感染対策を行う者を配置すること。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成11年厚生省告示第43号）（抄）

第一 第一種感染症指定医療機関の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

三 病院については、次に掲げる要件を満たしていること。

5 院内感染対策委員会が設けられており、かつ、専任の院内感染対策を行う者を配置していること。